

# 愛媛県特定希少野生動植物 ミズキンバイ保護管理事業計画

## 保護管理事業計画

### I 計画の基本方針

ミズキンバイ *Ludwigia peploides* (Kunth) P. H. Raven subsp. *stipulacea* (Ohwi) P. H. Raven は、アカバナ科に属し、本州、四国、九州、琉球、中国大陸に分布している。池沼などに群生する、浮葉性から抽水性の多年草で、地下茎が地上や水中（水面）を這うように伸び、節から分枝し、草丈が 60cm 程度になる。葉腋から花柄を伸ばし、6～9月に黄色い5枚花弁、直径2～3cmの花を咲かせる（愛媛県レッドデータブック，2014）。

本種の自生地が1ヶ所であることから、県は、本種を愛媛県絶滅危惧ⅠA類（環境省絶滅危惧Ⅱ類）に区分し、さらに「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（以下「条例」という）」により特定少野生動植物に指定している（以下、「条例指定種」という）。

この条例指定種について、特定希少野生個体の繁殖の促進やその自生地の環境整備等を図るため必要があると認める時は、保護管理事業を実施することとしている。

本管理事業計画は、その事業を適正かつ効果的に推進するための計画であり、関係機関と密接な連携のもと、本種の生育状況を把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取の防止対策の強化を図ることにより、自生地で安定的に生育できる環境を保全することを基本方針とする。

### II 現状と課題

#### 1 生育地及び個体数の減少

本種の自生地は愛南町内の海沿いの湿地1ヶ所だけで、元々は湿田であったが山からの流入水が道路により堰き止められたことにより溜め池のような湿地となったとされている。以前は、湿地に広範囲に本種が繁茂していたと言われるが、埋め立てによって湿地面積が減少したことと、他の高茎草本との競合等により、現在の群落の大きさは10年前に比べて3分の1程度に減少している。現在の湿地の面積は約2200㎡であり、そのうち自生地は約900㎡（約30×30m）である。

また宇和海に面した海岸に隣接する湿地であるため、南海トラフ巨大地震の津波の被害を受ければ自生地そのものが壊滅する恐れがある。

#### 2 生育環境悪化の懸念

自生地では遷移が進行し、ヨシやガマなどの高茎草本が繁茂しており、本種の生育を阻害している。また熱帯スイレンの増加も阻害要因である。長期的には遷移進行に伴う湿地の乾燥化も生育環境悪化の要因となる。有機物の流入による水質の富栄養化も懸念される。

#### 3 外来近縁種との交雑および逸出野生化の懸念

最近、本種の近縁種である南米産のオオバナミズキンバイが、かつては観賞用水草として流通（現在は特定外来生物なので流通していない。）しており、近畿圏では逸出個体の野生化が発生している。本県では、現時点でオオバナミズキンバイの野生化については未確認であるが、オオバナミズキンバイとミズキンバイは交雑親和性があることから、交雑による遺伝子攪乱が懸念される。

また本種も逸出すると下流河川で野生化して分布の混乱を来す恐れがある。

### Ⅲ 保護管理事業

#### 1 目標及び推進内容

本種の保全のためには、自生地を取り巻く環境を望ましい状態に改善し維持する必要があることから、以下の内容で当事業に取り組むこととする。

##### (1) 目標

ミズキンバイの自生地及び生育環境の確保

##### (2) 推進内容

- ・モニタリング調査の実施
- ・生育環境の維持
- ・生息域外保全の取組
- ・関係機関等と事業者等との情報共有
- ・県民等に対する啓発活動

#### 2 事業の区域

事業の区域は、愛媛県内の本種が自生する区域とする。

また新たな地域で生育が確認された場合は、生育状況等の調査を行い、事業の区域に含めるものとする。

#### 3 事業の推進内容

##### (1) モニタリング調査の実施

本種の自生地において、生育状況や生育環境等について定期的にモニタリング調査を実施し、情報の収集及び解析を行う。生育状況または生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。

##### (2) 生育環境の維持

本種の安定的かつ持続可能な世代交代のため、生育を阻害している部分について高茎草本の除去をするなどの生育環境の改善をする必要がある。また水質の悪化（富栄養化）を防ぐために生活排水の流入があればその改善を検討する。

##### (3) 生息域外保全の取組

本種の自生地は1ヶ所のみで個体数も大幅に減少していることと、津波による自生地の消失を回避するために、生息域外保全を早急に検討する。また生息域外保全の実施に際しては逸出が生じないように配慮する。

##### (4) 関係機関等と事業者等との情報共有

上記(1)～(3)の実施に際しては、自生地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全に取り組む体制の構築に努める。

#### **(5) 県民等に対する啓発活動**

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止、本種の重要性、地域系統の遺伝子汚染について県民に正しい情報を周知するためパンフレット等の配布や観察会等によって広く県民へ啓発活動を行う。

また、地元住民への本種保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

#### **4 事業の推進体制**

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、ミズキンバイの保護管理活動を推進する。

#### **IV その他**

この計画に定めのない項目については、別途協議を行うものとする。